

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|-----------------------|
| 1 | 1号機 | 所内蒸気系配管（タービン建屋2階蒸化器室入口付近）の保温材カバーに一部破損が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 2 | 1号機 | プロセス計算機に「炉心性能計算データ入出力装置故障」の警報発生が認められたため、対応検討 | C | |
| 3 | 2号機 | 主蒸気安全弁及び逃し安全弁排気温度検出器（8台）点検において、検出器用ケーブル端末部の絶縁被覆に劣化が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 4 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電機（B）駆動用ディーゼル機関入口燃料油圧力計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 取水設備スクリーン（B系）洗浄水圧力計点検において、計器元弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 6 | 2号機 | 気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用空調機（室外機）架台に錆びが認められたため、当該架台を点検・修理 | D | |
| 7 | 2号機 | 主復水器（A）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（A-1：23本、A-2：28本、計51本）が認められたため、閉止栓を施工 | D | |
| 8 | 2号機 | 主タービン電気油圧式制御装置冷却水回収ポンプ点検（試運転）において、軸受部に異音が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置薬液注入ポンプ駆動用電動機点検において、ファンカバーに腐食が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 10 | 4号機 | 補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置攪はん機駆動用電動機点検において、ファンカバーに腐食が認められたため、当該部を交換 | D | |
| 11 | 4号機 | 廃棄物処理系廃液収集ポンプ循環弁開閉表示用リミットスイッチの動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理 | D | |
| 12 | 4号機 | 原子炉建屋ドレンファンネル点検において、ストレーナ腐食等（2箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理 | D | |
| 13 | 4号機 | タービン建屋ドレンファンネル点検において、ストレーナ腐食等（25箇所）が認められたため、当該ファンネルを修理 | D | |
| 14 | 4号機 | 原子炉格納容器圧力抑制室内底部クラッド回収作業において、グレーチング片（長さ約53cm×幅約7cm×厚さ約2cm）を発見・回収 | A | 4月14日公表 (PDF136KB) |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|-----------------------------|
| 15 | 4号機 | 原子炉格納容器電気ケーブル貫通部（X-102）点検において、残留熱除去系停止時冷却ライン入口弁開閉表示灯用ケーブルの被覆に損傷が認められたため、当該ケーブルを修理 | C | |
| 16 | 4号機 | タービン建屋地階主復水器（A）東側床面のヒビ割れ部より地下水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 17 | 4号機 | 循環水ポンプ（A）点検において、下部シャフト保護管固定用キー溝の損傷及びシャフトの摩耗が認められたため、当該部を修理 | C | |
| 18 | 5号機 | 水素・酸素注入設備計装ラック内計器点検において、計器元弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 19 | 5号機 | 6.9kV母線電圧計等（3台）の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理 | D | |
| 20 | 5号機 | 原子炉圧力抑制室内ガス温度検出器点検において、温度検出器取付用部品（1個）を誤って圧力抑制プールに落下させ、すぐに回収したことが認められたため、対応検討 | C | |
| 21 | 5号機 | 定期事業者検査（主蒸気隔離弁漏えい率検査）準備において、主蒸気隔離弁（内弁）上流側の空気を排出した際、排出先のサンプピットに接続された原子炉建屋機器ドレンファンネルより水の溢水（堰外1.5リットル）が認められたため、対応検討 | C | |
| 22 | 5号機 | 補機冷却海水系硫酸第一鉄注入装置サブタンク薬液入口電磁弁の動作不良（タンクオーバーフロー後に全閉）が認められたため、当該弁及びレベルスイッチを点検・修理 | D | |
| 23 | 5号機 | 所内蒸気戻り系配管（原子炉建屋1階北側）に水のリーク（1滴/3秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理 | D | |
| 24 | 5号機 | 主蒸気隔離弁漏えい率検査において、雰囲気温度測定用棒状温度計が落下し故障したため、予備の温度計と交換し、検査を継続実施 | D | |
| 25 | 5号機 | 計装用空気系空気圧縮機（A）1台運転中、「出口空気温度高」の警報発生と同時に自動停止したため、対応検討 | D | |
| 26 | 6号機 | 定期事業者検査（原子炉再循環ポンプ可変周波数電源装置検査）終了後の関係書類の確認において、当該検査要領書（原本）の紛失が認められたため、対応検討 | D | 4/22再審議にて号機を変更 5号機 → 6号機 |
| 27 | 6号機 | 電気品室換気空調系冷却装置（B）空気圧縮機（1）起動において、約10秒後に「吐出圧力高/低」及び「潤滑油低」が発生し、自動停止することが認められたため、当該空気圧縮機を点検・修理 | D | |
| 28 | 6号機 | 中央操作室タービン制御盤設置のページング装置に通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理 | D | |
| 29 | 6号機 | 中央操作室原子炉冷却系制御盤に「格納容器雰囲気モニタ系 異常」の警報発生及び即復帰が認められたため、当該警報回路を点検・修理 | D | |
| 30 | 6号機 | 原子炉建屋換気空調系給気ファン用加熱器出口ストレーナドレン弁（4台）において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 31 | 集中環境施設 | 補助ボイラ（C）に燃焼状態不良（黒煙発生）が認められたため、当該ボイラの燃焼調整機構を点検・修理 | D | |
| 32 | 集中環境施設 | タンクベント処理系タンクベントフィルタ（A）出口弁の弁箱補修部に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 33 | その他 | 水処理設備汚泥供給ポンプ（A）シール水配管と受け皿の接続部より水のにじみ（1滴/3秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEA4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで